

(平成23年9月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和37年6月1日、資格喪失日に係る記録を38年6月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月1日から38年6月10日まで

厚生年金保険の加入記録を見ると、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時、A社に継続して勤務していたことは確かなので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注） 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の人事記録、雇用保険の加入記録及び従業員の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務（昭和37年6月1日にA社D支店から同社C事業所に異動、38年6月10日に同事業所から同社E事業所に異動）し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年5月及び38年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険被

保険者番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 37 年 6 月から 38 年 5 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 63 年 4 月から平成元年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月から同年 12 月まで
② 昭和 63 年 4 月から平成元年 8 月まで

昭和 62 年 3 月に会社を退職後、同年 4 月に市役所の窓口で国民年金の加入手続を行ったが、国民年金保険料を 2 年遡って納付できると聞いていたので、生活が落ち着くまで保険料を納付していなかった。

その後、生活に少し余裕ができたので、平成元年 1 月から、定期的に自宅へ来る銀行員に、毎月、申立期間の国民年金保険料を、昭和 62 年 4 月から順に、おおむね 1 か月ずつ過年度納付し、平成元年 9 月からは、当該過年度納付に加えて、同年 9 月以降の保険料を、おおむね 1 か月ずつ現年度納付したことを覚えている。

申立期間について、国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成元年 1 月から毎月、申立期間の国民年金保険料を、昭和 62 年 4 月から順に、おおむね 1 か月ずつ過年度納付し、平成元年 9 月からは、当該過年度保険料に加えて、同年 9 月以降の保険料を、おおむね 1 か月ずつ現年度納付した。」と主張しているところ、申立人が申立期間同時に居住した市及び当該期間後に転居した町の国民年金被保険者名簿並びにオンライン記録によると、いずれも申立期間の保険料が未納となっていること、及び申立期間直後の平成元年 9 月から 3 年 7 月までの保険料を、同町に居住していた同年 10 月から 5 年 3 月までの期間に、おおむね 1 か月ずつ過年度納付していることが確認でき、申立人が申立期間の保険料を納付したとする記憶は、当該期間直後の元年 9 月から 3 年 7 月までの保険料を過年度納付した記憶と

混同している可能性を否定できない。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料額は、月額1万2,200円から1万3,200円ぐらいであった。」と主張しているところ、申立人が納付したと主張する金額は、実際の保険料額（昭和62年4月から63年3月までは7,400円、同年4月から平成元年3月までは7,700円、及び同年4月から2年3月までは8,000円）と大きく相違している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から同年7月まで

国民年金に加入した当初は、国民年金保険料の未納期間があったが、その後、当該期間の保険料を納付した記憶があり、平成6年度の保険料に係る領収証書を保管している。申立期間を含む5年度の保険料に係る領収証書は残っていないものの、5年度と6年度の保険料を役場の窓口で同時に納付したと思うので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

申立期間について、国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間直後の平成5年8月から6年3月までの国民年金保険料を7年9月26日に過年度納付していることが確認できるところ、当該過年度納付時点において、申立期間の保険料は時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、「申立期間を含む平成5年度及び6年度の国民年金保険料を役場の窓口で同時に納付した。」と主張しているところ、申立人から提出された平成6年度の国民年金保険料に係る領収証書及びオンライン記録によると、申立人は、同年度の保険料を平成7年3月28日に現年度納付しており、5年度の過年度保険料の納付日とは別々に納付していたことが確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿において確認できるところの申立人の手帳記号番号が払い出された6年8月時点において、申立期間の保険料は既に過年度保険料となるが、申立人が居住する市は、「当時、役場の窓口では過年度保険料を納付することができなかった。」と回答しており、申立人の主張と相違する。

さらに、申立人が居住する市は、「当時、役場内にA農業協同組合以外の

金融機関の窓口は無かった。」と回答しており、前述の平成6年度の国民年金保険料に係る領収証書には、A農業協同組合の押印があることから、申立人は、当該組合で同年度の保険料を一括して現年度納付したものと推認されるところ、この当時、過年度保険料を取り扱っていなかった当該組合では、申立期間を含む5年度の保険料を過年度納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 2 月 16 日から 38 年 4 月 30 日まで
② 昭和 38 年 5 月 1 日から 44 年 2 月 9 日まで

平成 15 年 8 月に、特別支給の老齢年金の裁定手続を行うため、郵便局の職員に年金の加入履歴を照会してもらったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることが分かった。脱退手当金を受給した記憶は無いものの、その当時は、どのように対処すべきか分からなかった。

今回、脱退手当金についての確認はがきが届いたので、これを機会に申立てを行うことにした。

申立期間について、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和44年3月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、年金事務所には、脱退手当金の支給額、支給年月日等が記載された申立人に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書が保管されており、それらの記載はオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。